

群馬県障害を理由とする差別解消条例（仮称）のパブリックコメント結果の概要**1 意見募集期間**

平成 30 年 6 月 25 日（月）～平成 30 年 7 月 26 日（木）

2 提出された意見の総数

15 件

3 提出された方の総数

7 名（個人：2 名、団体：5 団体）

4 主な意見と内容別件数

※ 意見全文は資料 2 - 2 を参照。括弧内のナンバーは資料 2 - 2 に記載の通し番号である。

(1) 第 9 意見の聴取・相互連携について【1 件】(No. 8)

- ・ 「障害者その他の関係者」をもう少し具体的に明示すべき。

(2) 第 11 相談体制について【3 件】

- ・ 紛争の防止又は解決に関する取り組みを確実に明記すべき。(No. 1)
- ・ あっせん、勧告、公表の手続きを明記すべき。(No. 6、No. 13)
- ・ 障害者団体代表者を含む第三者委員会を設置すべき。(No. 13)

(3) 第 14 教育について【1 件】(No. 9)

- ・ 「本人及び保護者に十分な情報提供を行う」の文言を加えるべき。
- ・ 「県は学校教職員の障害等への理解と支援対応方法の知識技術を深める義務がある」と追加すべき。
- ・ 「共に学ぶ機会」の充実は、差別感情が無くなってからの話ではないのか。共に学ぶ場で障害者が差別を感じることはないよう、健常者の自己満足にならないよう十分注意研究して施策する必要がある。

(4) 第 15 雇用及び就労の促進について【1 件】(No. 4)

- ・ 働く意欲のない人、働く意欲はあるが能力不足の人でも地域で安心して生活できる仕組みと制度、働く意欲や能力向上心の醸成が必要。

(5) その他（素案に記載のない事項について）【9 件】

- ・ 障害者差別解消支援地域協議会の設置について規定すべき。(No. 2)
- ・ 障害者の「居所」について規定すべき。(No. 10)
- ・ 全体的にわかりにくい。誰でも分かりやすく理解できる条例にすべき。
(No. 11, No. 12)
- ・ 施行 1 年後に執行状況や紛争等の経過や実績等を議会に報告することを規定すべき。(No. 14)
- ・ 施行後 3 年を経過した時点において、見直しを行うことを規定すべき。見直す際には当事者団体代表者が出席する検討会議を設けて意見を聴くべき。(No. 15)